

(7) 平成18年6月30日

## 長時間労働者への医師による面接指導制度について

労働安全衛生法の改正により、事業者は、脳・心臓疾患の発症を予防するため、長時間にわたる労働により疲労の蓄積した労働者に対し、**医師による面接指導**（問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うこと）を実施することが義務付けられました。このルールに基づき、長時間労働者に対し面接指導を実施しましょう。

### 1 面接指導の対象者

時間外・休日労働が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者（申出による）ただし、期日前1月以内に面接指導を受けた労働者等、面接指導を受ける必要がないと医師が認めたものを除く。

時間外・休日労働が月100時間を越えたら・・・

事業者は 申出をした労働者に対し、**医師による面接指導**を実施しなければなりません。面接指導を実施した医師から必要な措置について意見聴取を行い、必要と認める場合は、適切な事後措置を実施しなければなりません。  
時間外・休日労働が1月当たり100時間を超えた労働者に関する作業環境、労働時間、深夜業の回数及び時間数等の情報を産業医に提供しましょう。  
労働者は 面接指導の申出をし、**医師による面接指導**を受けましょう。  
産業医は 労働者に対し面接指導の申出をするよう勧奨しましょう。面接指導に当たっては「長時間労働者への面接指導チェックリスト（医師用）」等を活用しましょう。

### 2 対象者以外の労働者

上記「1」の対象者には該当しないが、**面接指導または面接指導に準ずる措置**（以下「**面接指導**

**等」という）の対象となる長時間労働者**

(1) 長時間の労働（時間外労働・休日労働時間が1月当たり80時間超）により、疲労の蓄積が認められ、又は、健康上の不安を有している労働者（申出による）

(2) 事業場において定められた基準に該当する労働者

**面接指導に準ずる措置**の例

- 例1) 労働者に対し保健師等による保健指導を行う
- 例2) チェックリストで疲労蓄積度を把握し必要な労働者に対し面接指導を行う
- 例3) 事業者が産業医から事業場の健康管理について助言指導を受ける

(1) の場合に、時間外・休日労働が月80時間を越えたら・・・

事業者は 申出をした労働者に対し、**面接指導等**を実施するよう努めましょう。必要と認める場合は、適切な事後措置を実施するよう努めましょう。  
労働者は 面接指導等の申出をし、**面接指導等**を受けましょう。

(2) の場合に、事業場において基準を設定するに当たっては・・・

(A) 時間外・休日労働が月100時間又は2～6月平均で80時間を超えたら・・・

事業者は 該当する全労働者が面接指導の対象となるよう基準を設定し、**面接指導**を実施するよう努めましょう。面接指導を実施した医師から必要な措置について意見聴取を行い、必要と認める場合は、適切な事後措置を実施するよう努めましょう。

労働者は **面接指導等**を受けましょう。

(B) 時間外・休日労働が月45時間を超えたら・・・

事業者は 健康への配慮が必要な者が面接指導等の対象となるよう基準を設定し、**面接指導等**を実施することが望まれます。必要と認める場合は、適切な事後措置を実施することが望まれます。

### 3 時間外・休日労働時間の算定・申出の手続き

管理・監督者等は、労働者自らが「時間外・休日労働が月100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる」と判断し、申出があった場合に面接指導を実施します。

労働者からの申出は書面や電子メール等によるものとします。

時間外・休日労働時間の算定は毎月1回以上、賃金締切日等の一定の期日に行わなければなりません。

1か月当たりの時間外・休日労働時間の算定方法は以下のとおりです。

**1か月の時間外・休日労働時間数** = 1か月の総労働時間数 - (計算する1か月の総暦日数 / 7 × 40)

1か月の総労働時間数 = 所定労働時間数 + 時間外労働時間数 + 休日労働時間数